

# 平成16年第18回教育委員会記録

平成16年12月8日(水)

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成16年12月8日(水)午後2時00分～午後3時17分  
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸 田 頼 一 委員 長 安 本 ゆ み  
職務代理者 委 員 宮 坂 公 夫 委 員 大 藏 雄 之 助  
教育長 納 富 善 朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐 藤 博 継  
学校適正配置担当部長 上 原 和 義 庶務課長 和 田 義 広  
学校運営課長 馬 場 誠 一 学務課長 井 口 順 司  
学校適正配置担当施設課長 吉 田 順 之 指導室長 松 岡 敬 明  
社会教育長 武 笠 茂  
スポーツ課長

事務局職員 庶務係長 小 今 井 七 洋 法規担当係長 石 井 康 宏  
担当書記 佐 藤 守

傍聴者数 7 名

### 会議に付した事件

#### (議案)

議案第53号 杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第54号 杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部を改正する規程

#### (報告事項)

- (1) 地域運営学校の内定について
- (2) 平成16年度服務監察実施計画
- (3) 学校健康表彰実施要項
- (4) 平成17年度における学校給食調理業務の民間委託について
- (5) 平成16年度児童・生徒の学力調査及び意識・実態調査の実施について
- (6) 平成16年度体力テスト(文部化学省新体力テスト)集計結果

- (7) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (8) 郷土博物館の臨時休館について
- (9) 地域図書館の通年開館実施と運営業務委託について

## 目 次

|   |    |
|---|----|
| 会議録署名委員の指名について  | 4  |
| 議案審議  |    |
| 議案第 53 号 杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校<br>薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の<br>一部を改正する規則 | 4  |
| 議案第 54 号 杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部を改<br>正する規程                              | 4  |
| 報告事項  |    |
| (1) 地域運営学校の内定について   | 5  |
| (2) 平成16年度服務監察実施計画  | 5  |
| (3) 学校健康表彰実施要項  | 6  |
| (4) 平成17年度における学校給食調理業務の民間委託<br>について                                 | 8  |
| (5) 平成16年度児童・生徒の学力調査及び意識・実態<br>調査の実施について                            | 11 |
| (6) 平成16年度体力テスト（文部化学省新体力テスト）<br>集計結果                                | 12 |
| (7) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧   | 16 |
| (8) 郷土博物館の臨時休館について  | 16 |
| (9) 地域図書館の通年開館実施と運営業務委託について   | 16 |

**委員長** 定刻になりましたので、ただいまから、第 18 回教育委員会定例会を開催いたします。ご多忙のところありがとうございます。よろしくお願いいたします。本日の議事録の署名委員は、安本委員をお願いいたします。議事日程はご案内いたしましたとおり、議案が 2 件、報告が 9 件となっております。

では、日程第 1、議案第 53 号「杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** 議案第 53 号「杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。改正の理由ですが、杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴い、所要の規定整備を行うものです。

改正の内容は、4 枚目の「新旧対照表」をご覧ください。1 ページの第 1 条ですが、条例の改正に伴い、下段に記載しております旧条例の規程が削除されたために、この規則からも削除するものです。2 ～ 5 ページの第 3 条、第 4 条の改正については、条例第 3 条で「政令に定めるものの例による」としたことに伴い、引用条項を条例から政令に改めるため、その読み替え規定の整備を行ったものです。5 ページの第 7 条から第 9 条までの改正については、その内容が省令に規定されていますので削除したものです。8 ページの新規則の第 7 条から 12 ページ第 22 条までについては、条項数の読み替えと条例改正に伴う条例から政令への読み替えを行ったものです。12 ページから最後までは、様式を掲げております。条例から政令への根拠規程の読み替え等に伴い様式の整備を行ったものです。施行日は、条例と同じ平成 17 年 1 月 1 日を予定しております。説明は以上です。

**委員長** わかりました。ただいまのご説明に、ご質問・ご意見がございましたらお願いします。特段ございませんか。では、議案第 53 号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

引き続きまして、日程第 2、議案第 54 号「杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部を改正する規程」を上程し、審議させていただきます。同じく庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** 議案第 54 号「杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部を改正する規程」について説明いたします。改正の理由ですが、表彰の種類を整理、規定整備を行うためです。改正の内容は、3 枚目の「新旧対照表」をご覧ください。第 3 条の改正ですが、功労表彰を廃止し教育表彰の名称を削除。今後、これまでの教育表彰の内容による表彰とするために、記載のとおり改正とする

ものです。2ページの第10条ですが、この規程改正に合わせて、科学館の館長について、名称を改正に合わせた規定整備を行うということで改正をするものです。旧規程の科学教育センター所長から科学館長に変えております。施行日は平成16年12月9日です。以上です。

**委員長** わかりました。では、ご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

功労表彰はどのような形で持続されていくわけですか。

**庶務課長** これまで区のほうにつきましては、別に表彰の推薦基準を設けておりまして、区に配置された職員の場合は10年以上、校長・教頭については在職年数は問いませんでした。そういった方が辞められるときに表彰するということでしたが、区としては今後、功労・年限での表彰は考えておりません。ただし、勤続年数に応じた教員表彰については、都で25年勤続表彰を実施しております。

**委員長** ほかにございますか。では、議案第54号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんので、原案どおり可決させていただきます。ありがとうございました。

では、日程第3、報告事項の聴取に入ります。9件ございますが、最初2件は、庶務課長関係ですので、合わせてご説明のほうをお願いいたします。1番目が「地域運営学校の内定について」、2番目が「平成16年度服務監察実施計画」です。よろしくをお願いいたします。

**庶務課長** 最初に「地域運営学校の内定について」、ご報告をいたします。平成17年度に開設する地域運営学校について、記載のとおり内定しましたのでご報告をするものです。資料1番目の内定校ですが、小学校2校、中学校2校。桃井第四小学校、三谷小学校、杉森中学校、向陽中学校で内定させていただいております。2番目の内定理由は、記載のとおり、学校及び地域の意向、学校運営、学校評議員活動、学校と地域との関係などから内定を妥当としたものです。

3番目の実施計画の繰り上げですが、区の実施計画で、平成17年度2校、平成19年度2校ということで計画していたものですが、地域運営学校について、指定を妥当とする小学校が2校、中学校が2校ということでしたので、平成19年度分を前倒して実施するというので、先ほどご報告申し上げたとおり、4校の内定をさせていただいたものです。4番の内定までの経緯ですが、校長会での募集に対し、区内小中学校6校、内訳は小学校4校、中学校2校と記載のとおり応募がありました。これらに対しまして、教育委員会事務局でヒアリングを行い、内定したものです。5番の今後の日程ですが、記載どおりのスケジュールを予定しており、最終的には平成17年4月に開設する予定であります。

2点目の「平成16年度服務監察実施計画」ですが、こちらは平成13年3月制定の「職員服務

監察規程」、平成 14 年度制定の「服務監察の基本方針」に基づいて、毎年度の計画として策定し、今回ご報告するものです。実施方針は、職員の非行や事故を未然に防止し、区民に信頼される教育及び教育行政の実現を図るために実施する旨定めております。2 点目の定期監察の実施予定校は、別紙通知文を付けておりますが、裏面に記載の学校を予定しております。小学校は 15 校、中学校は 8 校、合わせて 23 校です。

最初に戻りますが、随時監察については、必要に応じて監察を実施するということです。4 点目の事故監察については、職員の服務規律違反、または、その疑いがある行為について、発生の都度監察をするということで計画しております。5 点目の監察員は、記載とおりのメンバーで考えております。下から 2 番目の松岡監察員の所ですが、「指導室長」の「指」が消えていますので、誠に恐縮ですが加筆していただければと存じます。実施通知は別紙のとおりです。

本計画に基づく定期監察は、平成 15 年度、平成 16 年度、平成 17 年度ですべての学校を一巡したいということで、計画を進めております。したがって、今回、平成 16 年度服務監察実施計画としてご報告している内容については、その内容、考え方は、平成 15 年度の服務監察実施計画と同様ということで策定しております。以上です。

**委員長** 初めに「地域運営学校の内定について」ということでご報告がございましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

**安本委員** 内定校のほうへの説明が始まっていると思うのですが、特に地域の方々とか、そういう方に説明した場合、ご質問とかご意見はどういうのが出ましたか。

**庶務課長** 実は、昨日 1 校始まったところで、これからということになります。昨日は、地域運営学校の趣旨、地域運営学校の学校運営協議会の委員の構成、地域推薦の枠の問題、会長が誰になるかといったような部分。それから、学校評議員会の廃止、そういったことについてのご意見、ご質問がありました。

**委員長** 集まれた方は、何名ぐらいですか。

**庶務課長** 昨日の桃井第四小学校の場合は、3 回予定しているのですが、教員を含めて 20 名前後でした。

**安本委員** 他の学校も 3 回ぐらいやるのですか。

**庶務課長** ご希望を伺ったのですが、ほかの学校は、すべて 1 回ずつということです。

**委員長** ほかにはよろしいでしょうか。では、承りました。

2 番目の「平成 16 年度服務監察実施計画」、これについてご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

では、次にまいります。3 番目の「学校健康表彰実施要項」のご説明でございますが、学校運

営課長からお願いいたします。

**学校運営課長** 「学校健康表彰実施要項」についてご説明いたします。こちらは平成 15 年から平成 17 年、現行の区の実施計画の事業となっております。目的は、区立学校の児童・生徒の健康の保持増進及び学校環境衛生の向上について、積極的に取り組み、活動を行っている学校を表彰することにより、全ての区立学校に対して、学校保健の先進的な取り組み、その役割や重要性について、認識を深めてもらうとともに、学校保健の一層の推進を図ることを目的としております。

実施機関は、杉並区学校保健会の協力を得まして、杉並区教育委員会が実施いたします。実施時期ですが、表彰会は杉並区学校保健会総会において対象校を表彰いたします。毎年 6 月に実施しております。表彰件数は 3 件あります。一般の健康増進に関する活動、歯科保健に関する活動、環境衛生に関する活動。それぞれ優れた学校について 1 校ずつ、計 3 校を推薦します。

表彰までの流れは、学校から平成 16 年度中に行った保健活動について、調査票により報告していただき、「健康表彰選考委員会」を設置し、こちらは主に学校保健会の役員で構成いたしますが、児童・生徒の健康増進のための活動で、特に優れていると認められる学校を選出いたします。必要に応じて実地調査を行い、その上で対象校を決め、学校保健会総会において表彰を行う予定になっております。

今後の予定としては、調査票の作成依頼・提出を 12 月から翌 1 月を予定しております。調査・選考を 1 月から 3 月において実施して、表彰は総会において 6 月に実施する予定としています。報告は以上です。

**委員長** ご質問等ございましたらお願いいたします。

**宮坂委員** 「該当校無し」もありと書いていますが、表彰内容がこれ以外にもあるということですか。

**学校運営課長** 特に表彰に値する活動が見られなかった場合、そういうことがないようにしたいと思っておりますが、そういった場合には、該当校無しの場合があるということです。例えば、3 校ではなく 2 校のみの表彰といったケースもあり得るということで書き添えております。

**委員長** ほかにはございませんか。

今のことですけれど、言い方がきついですね。『「該当校無し」もあり』と書くと。どう書くのかということだけの話ですが、例えば「合計 3 件（予定）」という書き方もある。「該当校無し」というのは、宮坂委員が言われているように目立ちますよね。表彰ですから、厳密に運営はするのですけれど、やはり、表彰することが前提と考えるわけですね。人によってそれぞれ考え方があのですけれども、原則的には、そうではないかなと思うのです。

**学校運営課長** 表現については、注意してまいります。



**宮坂委員** いずれにしても、2件、3件の表彰をされるということはないわけですね、1件ずつということですね。ゼロもあり得るけれど、1つの項目については、2件表彰するということがないわけですね。

**学校運営課長** 原則、違う顕著な活動ということで1校ずつを予定しています。

**委員長** よろしいでしょうか。ほかにございませんので、承りました。

では、4番目に移りまして「平成17年度における学校給食調理業務の民間委託について」学務課長、お願いいたします。

**学務課長** 大きくは2点あります。1つは、平成17年度から新規に委託する校数及び学校名です。

1 - にも書いておりますように、平成17年度、新規は4校委託を予定しています。小学校は2校で、杉並第四小学校、和泉小学校。中学校は同じく2校で、杉森中学校と和泉中学校です。来年度この4校を加えますと、平成13年度からの委託の累計は23校、68校で割りますと33.8%ということで、大体3分の1を超えるまでが民間委託校になってくるという状況です。選定理由は、記載のとおりですが、さまざまな課題等を総合的に勘案して、該当校を決定させていただきました。

2番目として委託業者ということで書いております。この間、4年経過しまして、さまざまな課題、新たな取組み等を検討してまいりました。その検討に当たりまして「業者選定委員会」という、PTAの方々にご参加いただく検討組織があります。そちらのほうで十分ご議論をいただき、来年度から次の3点の取組みをしていこうということです。

まず1点目は、契約更新に係る上限年数の設定です。ご案内のとおり給食委託業者は、学校ごとに1年目は入札で決定しておりますが、その後、業務成績が良好な場合には、継続の契約というものをしております。そういう中でも、いつまでも継続していいのか、それによる弊害も考えられるということで、最大継続したとしても、1つの業者とは4年経った中では必ず入札をかける。その結果、同じ業者が入る場合もありますが、必ず4年に1回は入札を入れると、そんな取組みを導入したところでした。したがって、平成13年度にいちばん初めにやった委託業者については、平成17年度は、すべて白紙ということで、その該当3校は入札により平成17年度の業者を決定するという状況です。

続いて、近接の小・中学校における複数校の一括契約の実施です。今般で23校ということで、当然、地域の中では近くにある小・中学校が、それぞれに違う業者と契約する状況も考えられるわけです。そういう中で、近い所であれば同じ業者と契約して、例えば、その中で人員のやり取りと申しませうか、どちらかでお休みの方がいれば、そちらのほうに行ったりとか、そういう効果的な運営が期待できないだろうかということです。平成17年度から2つのグループに

ついて、それぞれの学校ごとの契約ではなく、2校合わせた契約ということで、基本的には入札で業者を決定していこうということです。

平成17年度については、こちらに書いてありますが、和泉小学校と和泉中学校。それから、杉並第四小学校と高円寺中学校。この2つのグループにおいて、学校単体の入札ではなく、2つにまとめた入札による契約手続を進めていければと考えているところです。

3点目は、区内業者参入にむけての規制緩和です。安全・安定的な学校給食ということの中で、23区内で給食調理業務の経験がある業者に限って、この間、入札参加等を絞ってきたところです。いま現在13の業者と契約し、それから業者選定委員会の中で、この業者であれば入札に参加させてもいいだろうというのが3社、合計16の業者が参加できる状況です。平成16年度から、1つの業者が2校を持つ契約の状態になったという状況です。

区の契約の基本的な考え方として「区内業者優先」という考え方があるという中で、この区内業者の参入がなかなかできないということがありまして、この辺りを、先ほど申し上げましたPTAの方々にもご参加いただいた「業者選定委員会」の中で、十分議論させていただいたのですが、少なくとも業者選定委員会で毎年新規に入札に参加できる業者、その力をプロポーザル方式で給食調理業務の内容を提案いただいて、それで良好な業務が実質的に可能であるという所についてだけ入札に参加していただいているところです。

その部分については、四角の枠の中に書いておりますとおり、区内の業者については、「23区内で自校調理方式の経験があること」という項目がなくても参加できるような取組み、そのような形に直すべきではなからうかということで、記載のとおり四角い枠の下の(9)に書いてありますが、区内に所在地を有している業者については、上記にかかわらず、集団給食の実績が10年以上、または区内での集団給食事業の実績が5年以上であれば行えるとしたところです。

ただしということで最後の所に書いてありますが、この間、来年度の給食調理業者の選定委員会のほうで、いま申し上げたような区内の業者の方にも、ご提案をいただいて審査をさせていただいたところですが、結果的に、入札に参加させるだけの力量について心配されるところがあるというところで、選定されなかったという経緯があります。結果的に来年度は、区内業者は給食委託業者になることはないという状況になっています。学校給食調理業務の民間委託については以上です。

**委員長** わかりました。では、ご質問・ご意見をお願いいたします。

**安本委員** 2番の ですが、「民間委託の効果をより高めるために、一括して1つの業者と行うこと」というのは、会社にとっては誰かが休んだときに行けるとか、そういうことがあるというのは理解できるのですが、給食そのものにとっては、何か効果があると思っていらっしゃいますか。あ

と、いまは2校ずつですが、これが隣接する3校、4校になることはあるのでしょうか。

もう1つは、最初の質問に関連しますが、人的な兼任、要するにチーフの兼任などは認められるのでしょうか。

**学務課長** 基本的には、安全でおいしい給食が、そういう形でも行えるという中でのことです。どちらかと言えば、コスト面の効果が期待できるのではないかと考えております。例えば、近い学校同士でやっていけば、1校だったら6人ずつ、準備要員も含めてですが、そういうものを考えなければいけないところがあるとするならば、2校を合わせたら12人で済むか、あるいは10人で済むかもしれない。そういった弾力的な人事配置も可能かとも考えられます。

それから、チーフの兼任は基本的に考えておりません。それぞれの学校に業務責任者を、兼任ではなく、専任で置くと考えております。

**安本委員** 今は2校なんですけれども。

**学務課長** 今のところは考えておりません。ただ、将来的に2校のままでいくのかについては、もう少し状況を見て考える必要があるのかなと思っています。

**安本委員** もう一度説明してください。給食は安全でおいしいのは当たり前のことです。コスト面というのは、会社にとってはそうかもしれないと思いますが、そこは何かありますか。

それと、今の説明がちょっと分からなかったのです。12人必要なところを10人でと、これはどういう意味ですか。

**学務課長** それぞれの学校に予備の要員と申しましょうか、そういう者をつける必要があるとするならば、例えば5人プラス1人だとか、そういうところがあるとするれば、それが、両校合わせれば10人プラス1人でもいいかもしれませんし、そういう弾力的な人員配置ができるだろうということです。そのことが業者のコスト削減だけでなく、当然、委託契約の中でもコストが下がってくるであろうという期待を込めて、こういった取組みをしてみようということです。

**安本委員** 小学校と中学校はメニュー、献立が違うわけですが、そういうところの食材のやり取りとか、一括してとか、そういうことも考えられるわけですか。

**学務課長** 食材については、調理業者には関係なく、それぞれの学校自身が購入する形になっています。これについては変える考えはありません。

**安本委員** 栄養士もそれぞれいてという、その形は変えないという。

**学務課長** そのとおりです。

**安本委員** はい、わかりました。

**委員長** ほかにございますか。

**宮坂委員** 杉並第四小学校が新規委託校の候補になっていますが、ここに幼稚園が入りました。幼

稚園はお弁当ですか。

**学務課長** 今、杉並第四小学校と高円寺北幼稚園で「幼・小連携準備委員会」を開いております。その中では、幼稚園の給食はどうあるべきかについても検討いたしました。例えば、月1回程度の交流給食から始めてみようではないかというお話をしております。その状況を見て今後を考えてみたいということです。

**委員長** 冒頭に「選定委員会等において検討し、下記のとおり実施することになった」というのですが、例えば2番目の「委託業者」とありますが、ここにいろいろな実施細目的なものが書いてあります。これもこの委員会で検討したのですか。

**学務課長** そのとおりです。選定委員会の中では、例えば、どこの学校を次の候補にしようということは検討しておりません。これについては別途、私ども事務局で検討しております。

**委員長** はい、わかりました。では、よろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。では、次に移ります。5番目で「平成16年度児童・生徒の学力調査及び意識・実態調査の実施について」。指導室関係はもう1つございまして、6番目「平成16年度体力テスト(文部科学省新体力テスト)集計結果」。この2点について、指導室長、お願いいたします。

**指導室長** 初めに「児童・生徒の学力調査及び意識・実態調査の実施について」ご報告申し上げます。今年度、区独自の学力調査を行うために、これまで準備を進めてまいりました。目的として4点示しましたが、今回本区で実施する学力調査の特徴ということで、ご理解いただけると有難いと思います。学力のとらえ方を「学ぼうとする力」、「学ぶ力」、「学んだ力」、この3点からとらえまして、これらがどの程度定着しているかについて、継続的に把握できるように、毎年実施していくものです。調査結果は、児童・生徒に対して個人票として返却し、自らの学習の成果、あるいは、今後の学習の課題を把握できるようにしていくということです。

また、各学校においては、児童・生徒一人一人の各教科に対する目標値に対する到達度、達成率、これらの文言については裏面に解説を付けております。それに加えて、意識・実態調査というもの。これに基づく結果の分析や考察を行い、今後の指導内容、指導方法の改善等、教員の指導力向上のために活かしていくものです。4点目としては、調査結果の公表をとおして、学校教育における学力向上の成果と課題を明らかにして、さらに学力向上の取組みを充実させていきたいと考えております。

対象学年は、小学校は第3学年から6学年までの全児童。中学校は第1学年から第3学年までの全生徒です。心身障害学級に在籍している児童・生徒については対象外にさせていただいております。実施期日は、中学校3年生を除く各学年については来年2月15日(火)、中学校3年生は、今回の結果を進学指導等に活かすために、年内、今月の17日に実施する予定です。実施教科

は、小学校は国語と算数。中学校は国語、数学、英語です。実施時間または出題内容については、そこにお示ししたとおりです。

一方、意識・実態調査ですが、これは児童・生徒の普段の学校生活、あるいは私生活、これに関わる意識や実態について、質問紙法により調査をします。調査項目は、自分自身に関する事、学校や家庭の勉強に関する事、学校で行っている活動や学校での経験に関する事、学校の内外、私生活も含め普段の日常生活に関する事等、子どもたちの実態を浮き彫りにするような質問になっております。実施時間は30分程度です。

これまで調査問題の作成に当たりましては、業者委託も含め、学力調査委員会等を組織して、学校のほうのメンバーを加えた検討委員会を設置してまいりました。調査問題が11月末に完成したところです。また、個人票による児童・生徒への結果の返却については、そこに何点か記載しております。2枚目の保護者宛通知の裏面に、蜘蛛の巣グラフのような形で、それぞれの教科の観点、これは中学校の例ですが、こういう点は十分達成している、この点については理解はまだ十分ではないというような、子どもたちがこれから自分の学習に取り組んでいく上で参考となる形で、個人へ結果を返却していくということです。問題用紙、回答用紙等については、すべて回収となります。

また、各学校においては、ホームページ、学校だより等を通じて積極的な情報提供を行うとともに、特に分析、また、今後の学校としての対策について十分検討の上、広く世に示していただきたいと考えております。

2枚目に示したのは、中学校3年生が今月実施ということで、特に学力調査の目的、調査項目等について、保護者の方に周知徹底を図るという意味で、教育委員会から保護者の方へ、このようなお知らせをさせていただくということです。また年が明けて、中学校3年生以外の対象学年についても、同様のお知らせをしていく予定です。結果は、一応年度内に出す。特に中学校3年生については、来月中には結果を出すということで現在準備を進めております。

続いて、2点目の体力テストの集計結果についてご報告します。お手元のA4の印刷物はモノクロでやや見づらいかと思います。本日机上配付しました「体力向上」というカラー刷りのリーフレットを開けていただきますと、「小学校・中学校の平均値一覧」のページがあります。これと同じものですので、カラーグラフのほうがわかりやすいと思いますのでリーフレットをご覧ください。

体力調査については、昨年度までは実施の有無、対象学年、調査項目等については、それぞれの学校が決定することになっておりました。今年度「学力・体力の向上」が重点施策ですので、小学校は第3学年以上、中学校は全学年の生徒を対象として、小中ともに全種目、全校で実施を

したところですが。

そこにそれぞれの項目に対する測定値、結果が記載されておりますが、グリーンで囲まれた数字、大変少ないのですが、これは全国の平均値を上回っているものです。ブルーで示された項目は、東京都の平均値を上回っているものです。全体的な傾向としては、小学校では跳躍力というのでしょうか、立ち幅跳びが全学年ともに都の平均を上回っています。全般的にも、この辺りの力はある。一方、柔軟性や敏捷性、持久力は都の平均値に届いていない。こういったところがこの結果から見えてまいります。中学校においても小学校同様、跳躍力は全学年、男女ともに東京都の平均を上回っています。また柔軟性というのでしょうか、体の柔らかさは、特に中学校女子については全国平均値を上回っています。体は柔らかい、一方、敏捷性等については、やや平均値は低いという実態が見えてまいりました。

今後この結果を、体力向上調査委員会が来年3月に教員を対象として、報告会を開催しますので、特に体育を担当している教員、中学校においては保健体育科の教員を中心に、報告会でその調査結果を詳細にわたって報告するとともに、講演会も同時に行い、今後どのような取組みをすればよいかをそこで研修をしまっている予定です。

ご覧いただいておりますリーフレットについては、小学校は全教員を対象に、中学校は保健体育科の教員を対象に配付し、どのような運動が効果的なのかをイラスト入りで示しておりますので、子どもたちにこれを示して、体育の授業のみならず日常の学校の教育活動の中で、様々な場面で基礎体力をつけられるよう、指導の充実を図ってまいりたいと考えております。裏面には中学生向けの指導資料となっており、自己分析、自分が日常どのぐらいの運動をしているのかという辺りから始まり、さらに体力を高めるためにどのようなことをやればいいのか、というようなことも示しているところです。これで各学校、さらに体力向上に関する指導を充実させていただきたいという趣旨で、同リーフレットを作成いたしました。

私からは、学力及び体力の2点ご報告を申し上げます。以上です。

**委員長** ありがとうございます。では、最初に5番目の、「平成16年度児童・生徒の学力調査及び意識・実態調査の実施について」ご質問・ご意見がございましたらお願いします。

**安本委員** 教科の調査は、個人票で本人はわかるということですが、意識・実態調査のほうは、どうなるのでしょうか。あと、質問紙法はどういうものですか。

**指導室長** 意識・実態調査については、個々の児童・生徒に、例えば、これは1例ですが「あなたの好きな教科は何ですか」と、すると国語とか社会というような書き方をしますので、それぞれの子どもが答えた内容については、それぞれ自分が答えたから自分でわかっておりますが、それ自体を返却することは考えておりません。これは全般的な傾向を学校がつかんで、この調査から

子どもたちの傾向、共通して出てくるような課題等が、明らかになってくると想定しておりますので、それを踏まえて今後の指導法の改善に役立てていただきたい、そのような活用方法を考えております。

**安本委員** 例えば、文章で書く場面が多いのか。それとも、そう思うとか、そう思わないとか、1から5までの択一とか。

**指導室長** 実は4段階で、「あなたは何々ですか」という問いに対して、当てはまる、やや当てはまる、どちらかという当てはまらない、全く当てはまらないというような自己分析といえますか、それぞれの質問に対して自分が賛成だとか、反対だとか、あるいは、自分が確かにそういう生活をしているとか、していないとかという観点から質問していく。一部、先ほど申しましたように記入式というのでしょうか、どの教科が好きですかという問題もあります。ほとんどが、当てはまるか、当てはまらないかという4段階でチェックをするような形式になっています。

**委員長** あまり突っ込んだご説明はいらないと思います。いまは事前ですから。

**指導室長** 失礼しました。

**委員長** ほかにございますか。

**指導室長** いまの安本委員のご質問に追加でご答弁申し上げます。お配りした資料のいちばん最後の面に、学習についてのアンケート結果については、この程度の形では子どもたちに還元できるかなと。例えば「読書量」とありますが、学年の平均が、大体読んでいるかということについて、あなたの答はこうでしたという形で、全体に対して自分がどのような生活をしているかというような形では、個別に返却をする予定です。

**安本委員** 書いた本人は分かっていますが、親が知りたいなというような、そういう感じの質問があったので。例えば、自分自身のことについてとか、学校や家庭での勉強についてとか。ですから、簡単にお知らせがあるといいかなと、ちょっと思ったので伺いました。

**指導室長** それで保護者の皆様にも、このようなお知らせをするところです。

**委員長** 小・中とも教科が選ばれたのは、どういう理由ですか。小学校は国語と算数。中学校は国語、算数、英語と。

**指導室長** やはり基礎・基本と言われている中に、読む、書く、計算する。いわゆる、読み書き算盤を基礎・基本ととらえております。教科に当てはめると、その辺りになるのかなというところです。英語は確かに外国語であります。読む、書くという、表現するということで対象教科として選んだところです。

**大蔵委員** これは実施後、何日ぐらいでフィードバックできるのですか。

**指導室長** 約1カ月と聞いております。

**委員長** OECDの結果が報告されたばかりで、いろいろな点で皆さん注目されています。

**指導室長** そう思っております。

**委員長** そういった意味で、意識とか実態調査も、もう今から追加できないのですが、この辺をうまくやっていただきたい。普通だとフェースシートとってあまり書かないのだけれど、この辺を解析していくことは大事ですね。結果は結果で押さえて、それをどう今後、読んでいくのが大事になってきますね。子どもの学力で、それこそエンドレスに力を持っているわけですから。

**指導室長** 確かにその辺が、ただ単に知識理解の量を測るのみでなく、十分生活実態をとらえて学力を分析していきたいという考えです。

**大蔵委員** 子どもの学力は、学校でやる部分もありますが、相当塾が作用しているのではないかと考えています。塾は正規のルートではありませんから、通常無視してやっているわけですが、本当は調査のときにどのぐらい塾に行っているかをやると、塾に行っている子と行っていない子では、どのぐらいの差が出てくるのか参考になるのではないかと考えています。

**指導室長** その点についても、視野に入れながら調査をしたいと考えております。

**委員長** よろしいでしょうか。では、体力テストのほうで、ご質問・ご意見をお願いします。  
単純な質問ですが、表に数値が書いてありますが、図化は何でやらないのですか。

**指導室長** グラフ表示ですか。

**委員長** はい。すごく見にくいですよ。実数をとらえるのにはいいのですが、ビジュアルな点から言えば劣るわけですよ。実数がすごく競っているから実数を入れたかったのか。せっかく表でスペースをとっても見にくいですね。数字を追っていくのが大変です。

**指導室長** 体力向上調査委員会の報告のときには、そのような点も踏まえて、また、グラフ表示等の工夫してまいりたいと考えております。

**委員長** 両方を使う、併用の仕方もありますよね。グラフにして、それで点数を入れるというのも。科学技術の研究発表の技法として使うのですけれども。グラフだけでは読めないですから、縦軸、横軸、そこに実数を入れて補っておくと、両方を補完する格好になる。

**指導室長** はい、工夫してまいります。

**大蔵委員** 青で東京都を上回ったものが出てきますが、この表を見ていると、上回っていてもついていないものもあるような気がするのですが、それはどうしてですか。例えば、左側のページの2の「新体力テスト項目」。体格は体力測定でないから関係ないのですが、体力テストのいちばん右側の、例えば50メートル走で、男子の5年生は9.5ですから。これは遅いほうですか。速いほうがいいわけですね。

**指導室長** それは時間ですので、速いほうが優れているということになります。



**委員長** では、よろしゅうございますか。いろいろ問題点だらけで、教育長のお言葉もありますけれど、いろいろ力を入れてやっていかないといけないですね。体力は学力よりも区が劣る面が多いですね。各学校にフィットネスのコースをつくるとか、楽しんで遊びながら体力がついていくとか、欧米でやっているような手法でも取り入れて。いわゆる体育の時間の運動とか、そういう意味ではなくて、普段、日常的に遊びながら体力がついてくるというように、もっと考えなければいけないですね。

では、7番目の「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」。8番目の「郷土博物館の臨時休館について」、社会教育スポーツ課長、お願いします。

**社会教育スポーツ課長** 初めに、杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認についてご報告します。11月分は、定例は22件、新規は2件、合計24件です。共催・後援の別ですと、共催が15件、後援が9件です。新規については、2ページ目、社会教育センターで受け付けた 1、新規・共催、「NPO法人 FP-profession」が行う家庭学級、「子どものおこづかいどうしてますか？」という内容です。金銭教育の学習を親たちにも行いたいということで、3回シリーズで行うものです。もう1つの新規は、3ページ目、庶務課で受け付けました新規・後援、「杉並区立幼稚園教師ボランティア、ひまわりの会」が行います講演会、「幼時期に育てておきたいこと」。これは今週の11日にセッションで行うものです。以上が共催・後援名義使用承認についての報告です。

それから、資料はありませんが、郷土博物館の臨時休館についてご報告します。郷土博物館については、収蔵資料を燻蒸消毒するというので、今月12月14日(火)及び15日(水)の2日間を、特別整理期間という形で臨時休館をいたします。なお、この両日の前後、前は月曜日に当たりますので定期休館日、これが13日(月)です。それから16日(木)は、館内整理日。これは毎月第3木曜日が当たっております。12月については、13~16日まで休館になるということになります。17日から通常開館という形になります。私からは以上です。

**委員長** ありがとうございます。最初に「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」ということで、ご質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。

では、「郷土博物館の臨時休館について」ご説明がありましたが、何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、最後の「地域図書館の通年開館実施と運営業務委託について」、庶務課長からお願いします。

**庶務課長** 私から「地域図書館通年開館の実施と運営業務委託について」報告をします。地域図書館について、図書館サービスの向上、地域に開かれ、区民により身近な図書館となるために、通年開館及び運営業務委託を実施するものです。

1点目は、通年開館の実施です。平成17年4月から地域図書館について、原則通年開館ということで実施します。休館日の割振りについては、記載のとおり、それぞれ毎週月曜日の休館日の館、毎週金曜日の休館日の館について、記載のとおり月1回の館内整理日、休館日を設けて通年開館を実施するという形になります。

2点目の運營業務委託は、平成17年4月1日から、成田図書館について運営を民間団体等に委託する計画をしております。なお、館長は当面図書館長を兼務で置くこととするという内容です。具体的な内容は、(1)委託の内容。委託期間は平成17年4月から平成18年3月31日の1年間です。平成18年度以降については、当該年度の実績を踏まえて選定するという事です。委託対象業務は、記載のとおり開館準備から始まり、多目的室の利用受付に関する業務。委託対象外業務は、選書、高度なレファレンス、これを除いたものということで、全般的な業務委託を考えています。

は費用負担です。委託料のほか、区が負担するものとして消耗品や修繕費といった施設関係の費用を記載しています。(2)の委託先の選定方法は、プロポーザル方式で外部委員を加えた選定委員会で選定することを考えております。選定委員会のメンバーは記載のとおりです。公募の対象は、(ア)~(オ)の条件を満たすものということで考えております。一次審査、二次審査、ヒヤリング等を行って決めていくということです。周知は区広報、区ホームページに掲載するほか、郵送等により周知していきたいと考えております。

今後のスケジュールについては、12月に委託先を公募し、1月に委託先を選定。2月に個人情報保護審議会、受託者内定とし、4月から委託開始と考えております。以上です。

**委員長** では、ご質問等ございましたらお願いします。

**大蔵委員** これは図書館関係で一緒に書いてありますが、本来は、私は報告事項として2つに分けるべきものだと思います。まず通年開館の1つの報告。それから、成田図書館の業務委託についてという2つの項目に分かれるべき報告内容だと、基本的には思います。それで、通年開館のほうは、要望もたくさんありますし、ほかの区でもどんどん実施しておりますし、とても便利なことでいいのですが、そのためには当然費用を伴いますので、人員増をせざるを得ないと思います。みんな普通どおり休んでいるわけですから、休んでいる人がもう1回出るとはできませんので、その分、人員増になると思うのです。

あと、細かいことを言えば、光熱水費なども増えるでしょう。そうすると、通年開館にするためにどのぐらいの費用がかかるのかを、本来明らかにしたほうがいいと思います。もちろん、お金がかかるからやめるということではありませんが、それでもサービス向上のために、これぐらいの負担をして行うのですよということは、明らかであるほうがいいと思います。

もう1つは、月2日の休館日を設けるということで、今は週1回のほかに第三木曜日に1回休みがあります。それは、今日は図書館の責任者がいないので、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、月2日の休館日というのは、決まっていられるのですか。それとも、随時行われるのですか。

**庶務課長** 1点目の報告のことですが、今後同じような報告事項ということについては、委員ご指摘の内容面の記載も含めて、今後工夫させていただきたいと思います。

休館日ですが、1の(休館日の割振り)の所で2つ があります。毎週月曜日の休館日と、館内整理日、それから金曜日の休館日です。これについてはそれぞれ記載のとおり、現在、毎週月曜日休館しているものについては、館内整理日が第一月曜日ということで決めていきます。それから休館日は第三木曜日。それから毎週金曜日の館については、館内整理日が第一木曜日、それで休館日が第三木曜日と決めて、実施するという事です。

**大蔵委員** 祝祭日に重なったときはどうするのですか。

**庶務課長** 翌日が休館となります。

**委員長** ほかにございますか。ほかにございませんようでしたら報告事項の聴取、これで終わりにさせていただきます。これで予定されました日程はすべて終了いたしました。何か、庶務課長、ございますか。

**庶務課長** 今後の日程ですが、12月22日(水)ですが、特に緊急の案件がなければ休会にさせていただきますと存じます。したがって、現時点は、次回は1月12日(水)午後2時ということで予定をお願いしたいと存じます。以上です。

**委員長** では、次回の日程、よろしく願いいたします。ご審議ありがとうございました。これをもちまして教育委員会を終了させていただきます。